

# 浜松市営住宅立入検査員証事務取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、浜松市営住宅管理業務（以下「住宅管理業務」という。）に従事する職員に対し、浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例73号。以下「条例」という。）に基づき、市営住宅の立入検査を行う権限を有する者としての身分を示す証票である「市営住宅立入検査員証」（以下「検査員証」という。）の交付事務取扱いについて必要な事項を定める。

## (交付対象者)

第2条 交付対象者は次の者とする。

- (1) 住宅管理に従事する職員又は当該業務を補助する職員（以下「職員」という。）
- (2) 指定管理者で住宅管理に従事する者又は当該業務を補助する者（以下「指定管理者職員」という。）

## (検査員証の交付)

第3条 検査員証は、住宅課において交付する。

- 2 指定管理者は、住宅課に市営住宅検査員証交付願（第1号様式）を提出し、交付申請手続きをしなければならない。
- 3 検査員証の有効期間は、交付日から当該年度が終了する日までとし、必要に応じて毎年度更新手続きをしなければならない。
- 4 住宅課は、市営住宅立入検査員証交付名簿を作成し、検査員証を交付した対象職員及び指定管理者職員が検査員証を受領したことを確認しなければならない。

## (交付期間)

第4条 職員への交付期間は、原則として、住宅管理業務に従事することとなった日からその必要がなくなった日までを交付期間とする。

- 2 指定管理者職員は、指定管理期間の内、住宅管理業務に従事することとなった日からその必要がなくなった日までを交付期間とする。

## (検査員証の携帯)

第5条 職員及び指定管理者職員は、市営住宅の立入検査を行う際は、必ず検査員証を携帯しなければならない。

## (再交付)

第6条 次の規定により届出があった場合、住宅課は検査員証を再交付することができる。

- (1) 検査員証を損失、汚損又は紛失した者は、市営住宅検査員証紛失届（第2号様式）を住宅課に提出しなければならない。

( 2 ) 検査員証に記述されている事項に変更が生じた者は、市営住宅検査員証変更届(第3号様式)を住宅課に提出しなければならない。

(無効)

第7条 次に該当する検査員証は無効とする。

- ( 1 ) 公印が押印されていないもの
- ( 2 ) 有効期間を経過したもの
- ( 3 ) 次条の規定により返納されたもの
- ( 4 ) 住宅課以外で交付されたもの

(返納)

第8条 次に該当する場合は、検査員証を速やかに住宅課へ返納しなければならない。

- ( 1 ) 職員又は指定管理者職員が、住宅管理に従事する必要がなくなった場合。
- ( 2 ) 検査員証の有効期間が経過した場合。
- ( 3 ) 検査員証の再交付を受けた場合。
- ( 4 ) 紛失した検査員証が発見された場合。

2 住宅課は、返納された検査員証を適切に処分しなければならない。

(附則)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）  
浜松市長

団体名  
代表者名

## 市営住宅立入検査員証交付願

市営住宅立入検査員証事務取扱要領第3条第2項に基づき、市営住宅検査員証の交付を願います。

### 記

1 業務名

2 交付対象者 別紙1のとおり

3 交付期間 年 月 日 から 年 月 日 まで



	所属長	所属長 補佐	グループ長

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

所 属  
氏 名

印

## 市営住宅立入検査員証紛失届

次の理由により、市営住宅立入検査員証を紛失・損傷したので、再交付願います。

記

1 理 由

(日 時) 年 月 日 午前・午後 時 分ごろ

(場 所)

	所属長	所属長 補佐	グループ長

年 月 日

(あて先)  
浜松市長

所 属  
氏 名

印

## 市営住宅立入検査員証変更届

次のとおり、市営住宅立入検査員証に変更が生じたので、再交付願います。

記

1 変更事項 (旧)

(新)

2 変更発生日 年 月 日

